

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2015年6月12日（金）

第478号 本号3頁

憲法的根拠のない戦争法案は廃案しかない！

5月26日の衆議院本会議、27日からのわずか数回の特別委員会での審議のなかで、戦争法案のねらいと本質が明らかになってきました。この戦争法案の危険な内容とともにこれらが憲法的な根拠をもっていないことがさらけだされ、「戦争法案は廃案にするしかない」の国民の声は高まる一方です。

特に6月4日の衆議院憲法審査会の参考人質疑で、自民党推薦の参考人（長谷部恭男早稲田大学教授）をふくむ3人全員が「安保法案は憲法違反」と述べるに至り、政府・与党が声高に叫んでいた憲法的根拠の崩壊が頂点に達しました。その結果、政府・与党は専ら牽強付会なこじつけと詭弁を弄して国会じゅうりんを続け、メディアのなかでも言い訳に終始しています。

「憲法に反する法案は廃案にせよ」の声で国会を取り囲むとともに、特別委員会委員をはじめ、与党議員への「戦争反対」「戦争法案は廃案」「こんなことをいつ公約に掲げていたのか」「支持者は怒っている」などと地元での働きかけ、野党議員への激励をさらに大きくすることが求められています。

明日・明後日

「廃案！」の声を東京で、全国各地・草の根で

13日(土)「許すな！戦争する国づくり ままれ憲法と平和、いのちと暮らし STOP安倍政権6・13大集会」

12:20 プレ企画開始 東京臨海広域防災公園

14日(日)「憲法共同センター(戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター)全国交流集会

10:00～14:00 星陵会館【終了後「国会前集会」に合流】

14日(日)「とめよう戦争法、集まろう国会へ。戦争させない・9条壊すな！総がかり行動 戦争法案反対国会前集会

14:00～15:30 国会議事堂周辺

15日(月)から24日(水) 国会前座り込み 10:00～17:00

ボロボロはがれる戦争法案強弁の根拠

特別委員会の現場から(6月10日の傍聴記)

「憲法違反」の声広がる

6月10日の衆議院安保法制特別委員会は、衆議院憲法審査会（6月4日）での3人の参考人が安保法制を「違憲」だと断定したことを受けて、「合憲」だとする政府見解をめぐって議論が集中しました。

民主党の辻元議員は、安保法案に反対する憲法研究者が現在211人。4日間で39人も増えていること、自民党元総裁の河野洋平元衆議院議長や、自さ社政権と一緒に支えた村山富市元総理と

の間でも「ここで立ちどまって、この法案を一旦取り下げたらどうか」などという話が出ているとして、法案の撤回を迫りました。また中谷防衛大臣の「現在の憲法をいかにこの法案に適応させていけばいいのかという議論を踏まえまして閣議決定を行った」の発言は「立憲主義の否定」だと撤回を求めました。

中谷防衛大臣はやり取りの結果、自らの発言を「撤回」し、発言の趣旨を訂正しましたが、法案については従来の憲法解釈との論理的整合性と法的安定性に十分留意しているとして、「憲法違反であるとは思っていない」としました。

菅官房長官 合憲という憲法学者は「多い」から「数ではない」

また辻元議員は6月4日の記者会見で「全く違憲ではないという著名な憲法学者もたくさんいる」と述べた菅官房長官に、「合憲という憲法学者が多数いると示せなかったら法案は撤回した方がいい」と要求。菅官房長官は、「例えば百地先生（百地章日本大学教授）、あるいは長尾先生（長尾一紘中央大学名誉教授）、そしてまた私ども安保法制懇の中の西先生（西修駒澤大学名誉教授）もいらっしやいました。」と答えました。「いっぱいいるならさらに挙げてください」と追求されると、「数じゃないと思いますよ。私たちは最高裁、まさに憲法の番人は最高裁であるわけでありますから、その見解に基づいて法案を提出させていただいた」と開き直りました。

「集団的自衛権について一切議論になっていない」 内閣法制局長官答弁

日本共産党の宮本徹議員は政府見解が引用した1959年12月の最高裁判決（砂川判決）では、「集団的自衛権は一切議論にもなっていない」と追及しました。

これに対し、横島内閣法制局長官は「集団的自衛権について触れているわけではございません」と認めました。

宮本議員は、砂川判決では、駐留米軍が憲法9条2項の「戦力」にあたるかどうかが問われたもので集団的自衛権についての判断を行っていないと指摘するとともに、この最高裁判決は駐留米軍を「違憲」とした地裁判決にあわてた日米両政府が最高裁に圧力を加えて出されたものだと、アメリカ政府が解禁した秘密電報などを紹介しながら、「文字どおり、司法の独立も国家の主権も損なわれる屈辱的な形で出されたのがこの砂川判決ですよ。憲法判断の最高権威は最高裁だと与党のペーパーに書かれています、こうした歴史まで隠しながら、正当性が疑われる砂川判決を憲法9条の解釈を覆す根拠に使うなどともない話だ」と断じました。

「他国攻撃で存立脅かされた国はあるか？」に答弁不能に

また宮本議員は6月9日の「政府見解」について、「この政府見解は『安全保障環境が根本的に変容し』と言っておりますが、何をもちって根本的に変容したのか、そしてそれはいつからか。ソ連があった時代などはもっとたくさんのミサイルが向けられていた、もっと大きな危機があったと私個人は実感しているが、一体何をもちって根本的な変容というのか」と質問。

さらに「この『根本的な変容』の中で、実際、世界の中で、他国に対する武力攻撃で国の存立が脅かされるようなことがどこかの国であったことがあるんでしょうか。例があれば挙げてください」と中谷防衛大臣と岸田外務大臣に聞きましたが、答えられず改めて報告することになりました。

宮本議員は、「(実例が) 出なければ、それこそ立法事実がないということにもつながる話だ。憲法解釈変更の根拠がないということにもなるのだということ厳しく指摘する」と述べました。

「武器等防護」で米空母「防護」可能に

宮本議員はさらに自衛隊法改正案95条2についても質問しました。

「自衛隊が武器を使用して防護する対象を外国軍隊にまで拡大することになりました。アメリカ軍が前線で武力行使をしている、そこに後方支援としてアメリカ軍が兵站活動で輸送、補給にとりくんでいる、そのアメリカ軍の輸送艦を自衛隊が警護する場合も入るのか、また米軍の空母は警護

できるのでしょうか。戦闘現場に向かって戦闘機は飛び立ってゆく、でも空母自身はみなさんの言われる戦闘現場と呼ばれる地域にいない場合、この場合は空母の警護は可能か」と具体的な事例を示して聞きました。

中谷防衛大臣は「自衛隊と連携をして我が国の防衛に資する活動を行っているという前提で、状況に応じて大臣が判断することになる」と答弁。宮本議員は、「政策的には具体的に判断するが、法律上は可能との答弁があった。これがどうして武力行使と一体化しないのか。全く理解できない非常に重要な答弁だ。この95条2項の新設で米軍などを防護できるようになると、平時でも、重要影響事態でも、できるようになるというのは集団的自衛権の『裏口入学』ではないかと批判されている。事実上の集団的自衛権がなし崩し的に発動されていくのではないかと厳しく指摘しました。

近日発売！！「憲法問題学習資料集⑥」

憲法会議

憲法会議は戦争法案阻止の運動にやくだててほしいと願い、昨年の閣議決定、安保法制懇報告、2つの戦争法案の概要など、学習に運動にすぐに役立つ資料を満載した「資料集」を近く出版します。

《予約・6月中のご注文には特典》

予約、6月中にご注文いただいた方には、予価1000円（本体価格）で提供（送料別、1冊から4冊までは86円）するなどの特典付です。
